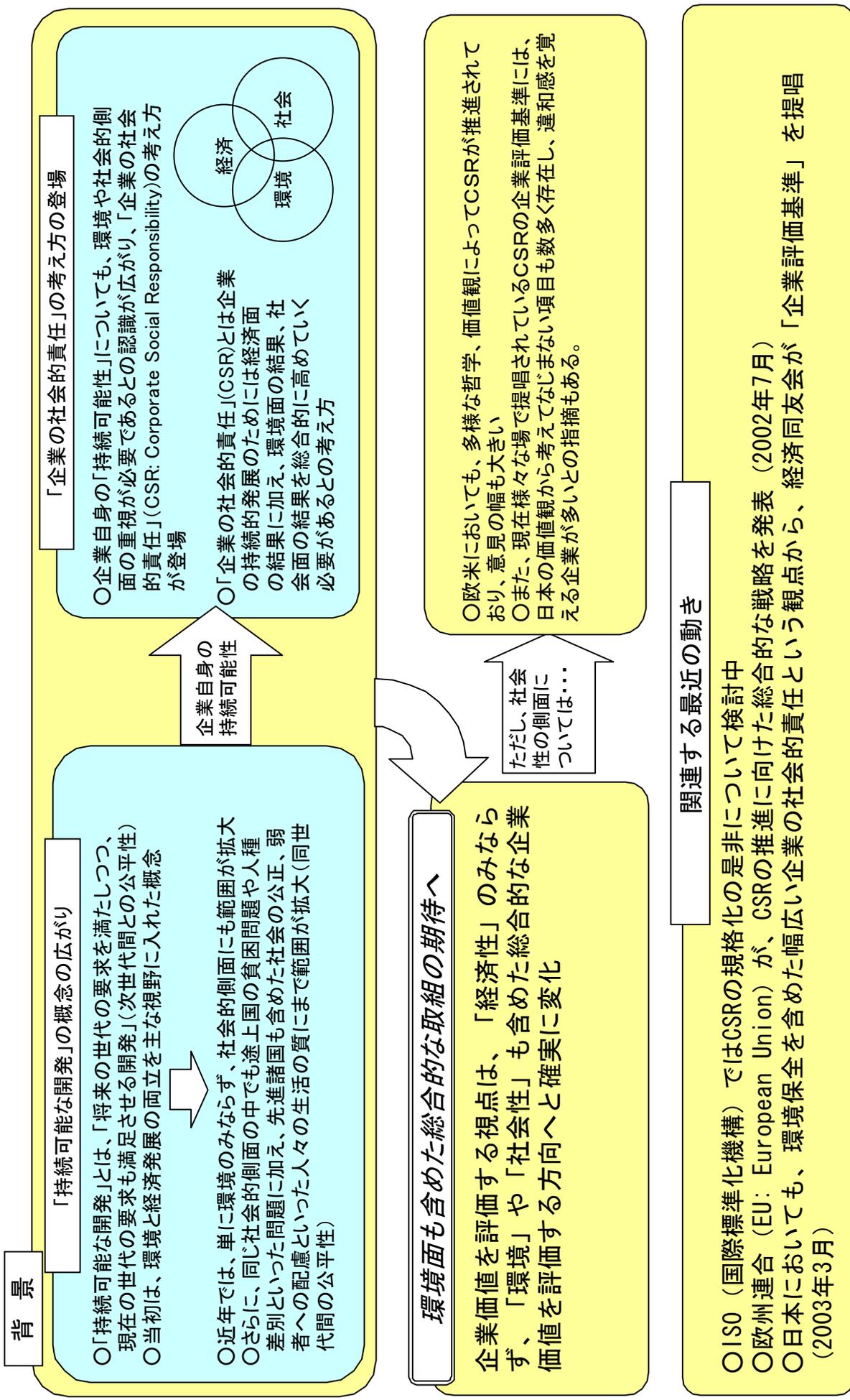
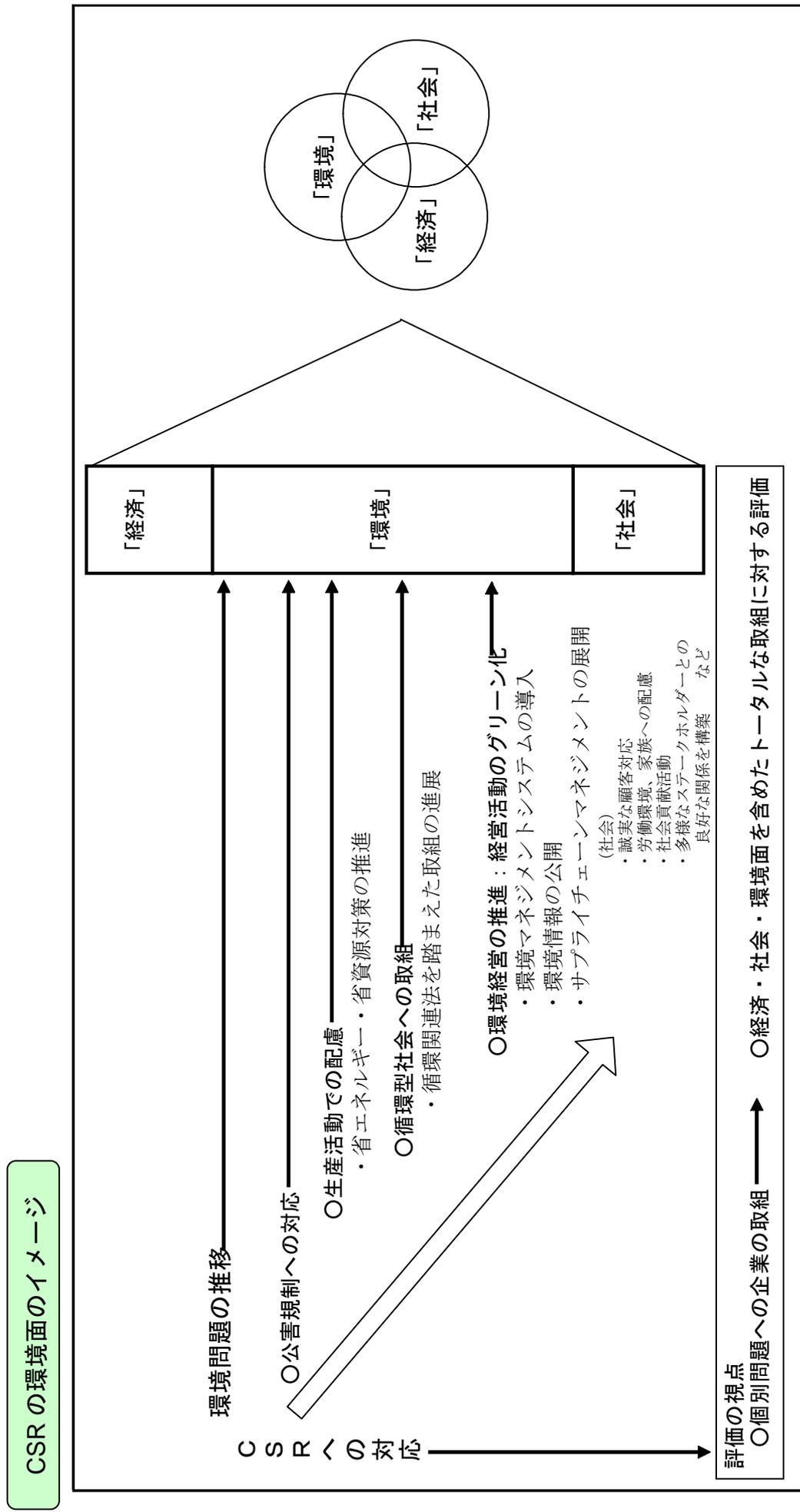
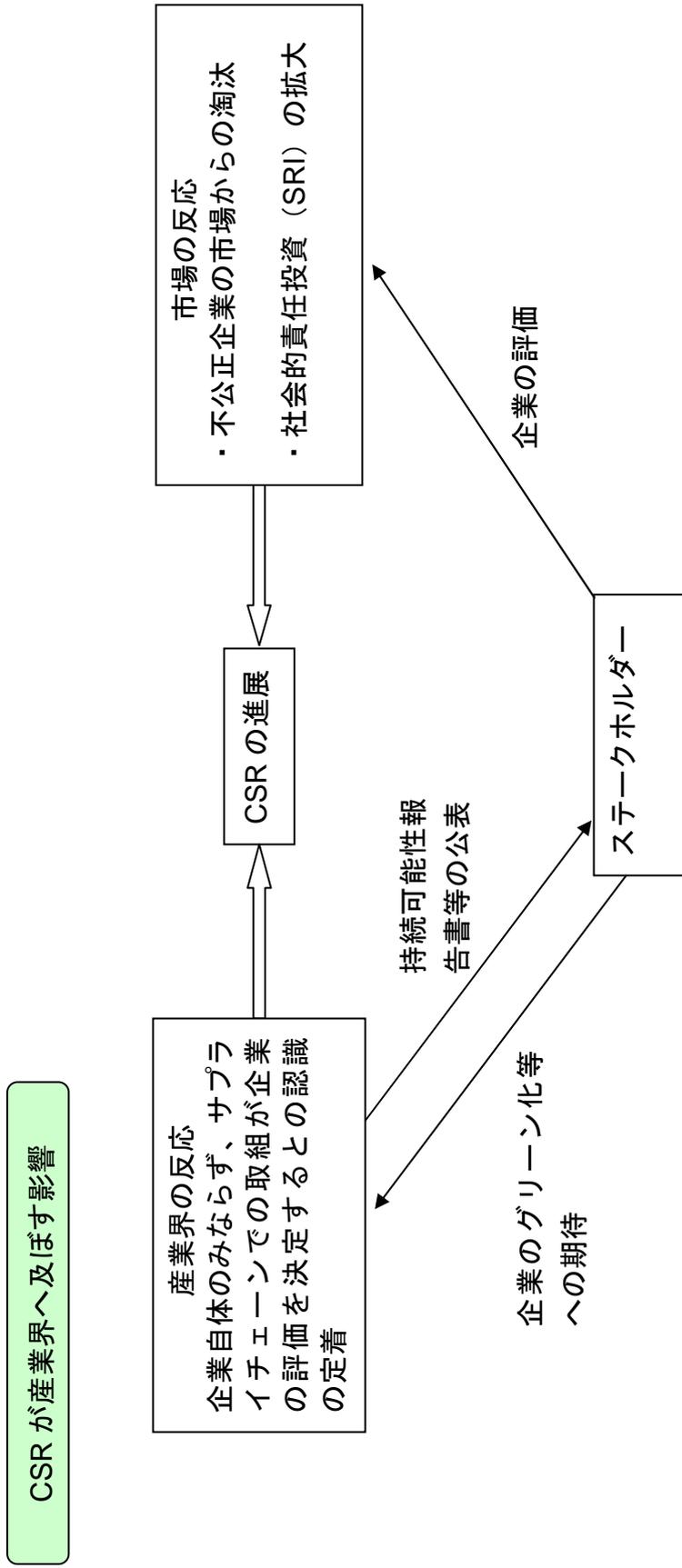


(2) 環境面も含めた総合的な取組へ

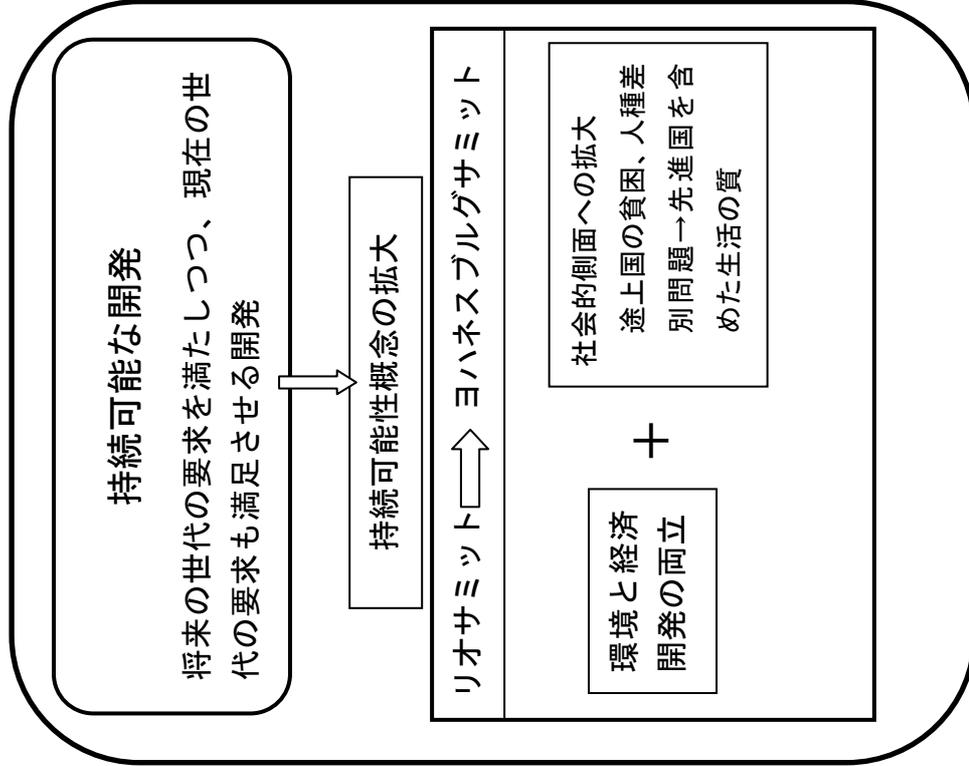


① 企業の社会的責任 (CSR) に関する考え方の展開

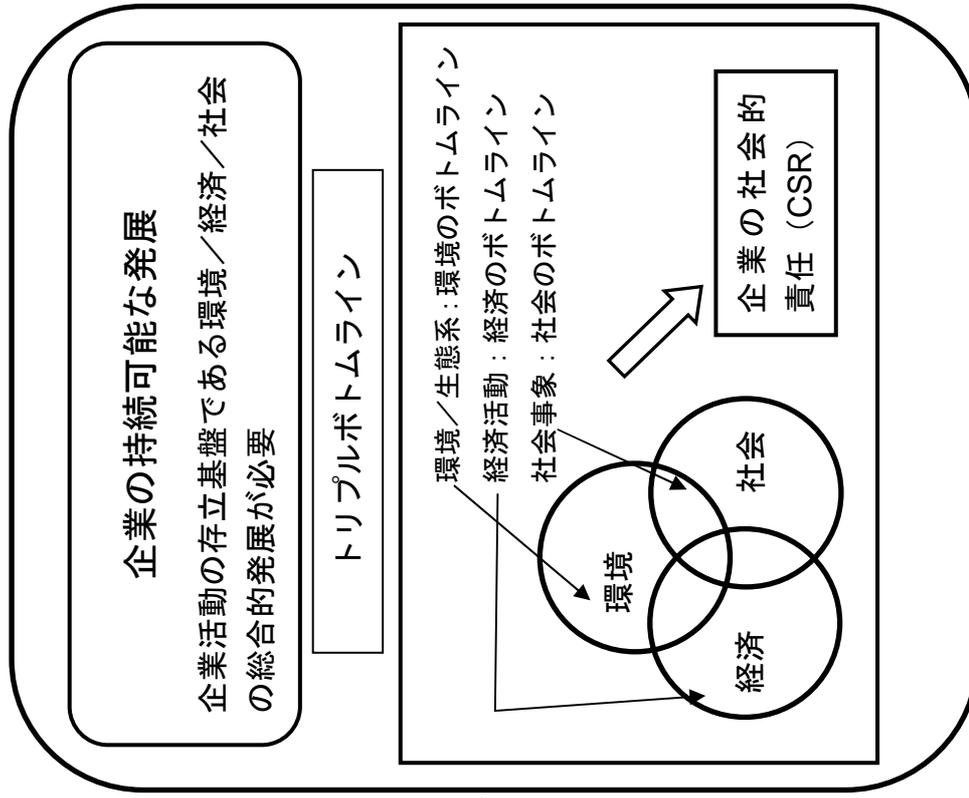




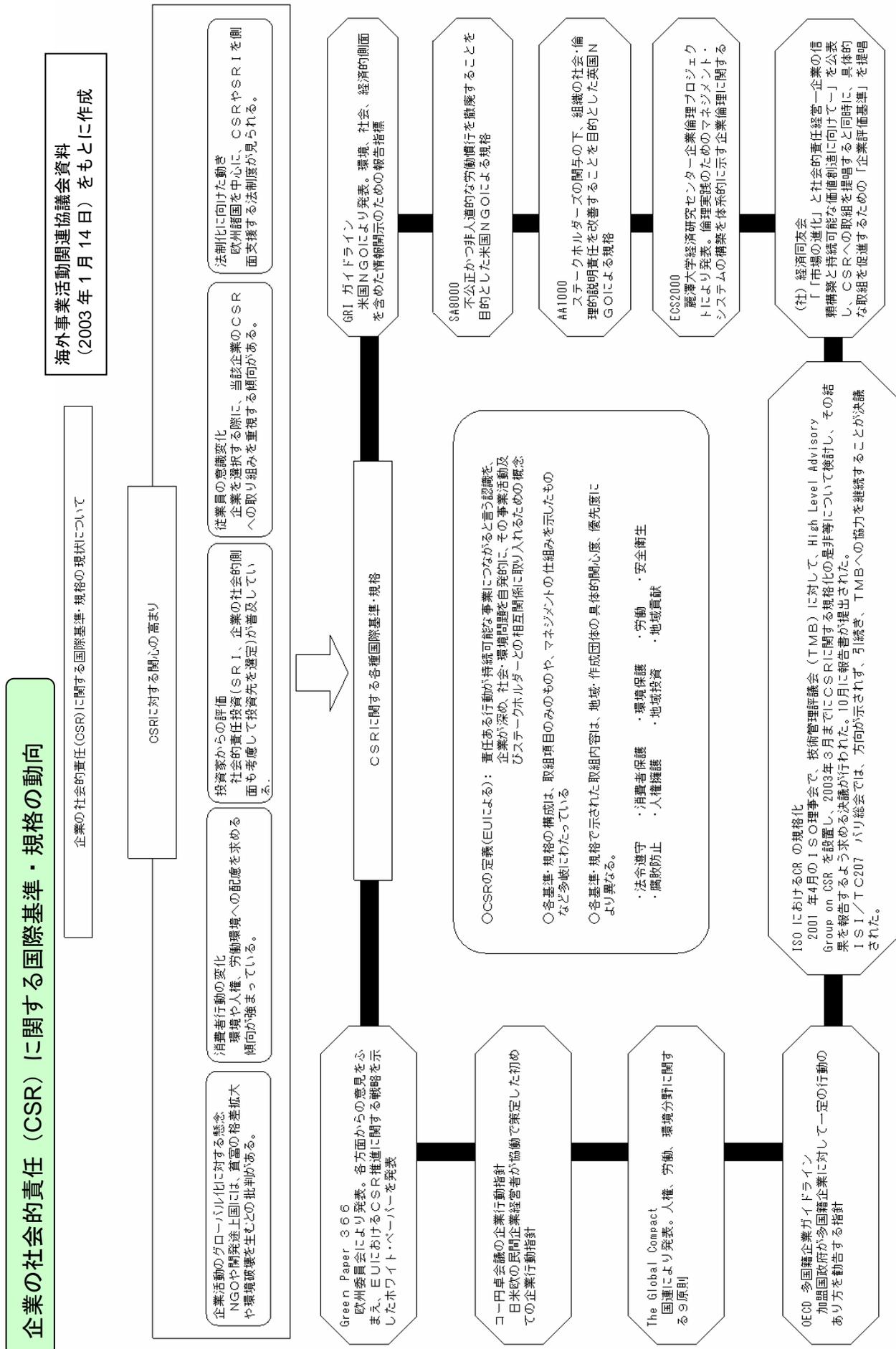
持続可能性とトリプルボトムラインのイメージ



↑
 企業活動
 への展開



② 企業の社会的責任の推進に関する仕組みの展開



国際的な動き：ISOにおける取組

ISOでは、企業の社会的責任（CSR）に関する規格化についてISOでの検討の是非を含めて、検討を進めている。

| | |
|--------------------------------------|--|
| ISO/COPOLCO 消費者政策委員会 (2001年4月) | ISO理事会からの要請(ISO理事会決議18/2001)を受け、企業の社会的責任、説明責任、管理実施策に基づいて国際規格の実行可能性と必要性を調査・検討することとなった COPOLCOメンバーと非メンバーの意見交換をするため、「企業の社会的責任規格ソリューションフォーラム」がCOPOLCO優先課題グループのひとつである消費者保護WGに任された |
| 消費者保護WG (2002年5月) | 検討の結果、「企業の社会的責任に関するISO規格のデザイナビリティ及びびナビリティ報告書」を作成し、COPOLCOへ提出した。 |
| COPOLCO (2002年5月) | (COPOLCO決議20/2002) ・(消費者保護WGの報告書の提出により、)ISO理事会に対しCSR規格の新規作業を提案 |
| 理事会 (2002年9月) | (ISO理事会決議29/2002) ・TMB(技術管理評議会)のもとにハイレベル・アドバイザリー・グループ(以下HLAG)を設置すること ・COPOLCOのCSR報告書を参考に規格化について検討すること ・その結果を2003年3月に理事会へ報告すること |
| HLAG (2003年3月) | 以下のような内容の勧告を作成 ・ISOは、技術報告書(Technical Report)を2003年までに開発する ・HLAGは、が技術報告書が開発された後に、マネジメントシステムに関するガイドラインを第三者認証ではなく自己適合宣言を対象とするかどうかを検討するための資料を作成する ・TMBは、その正当化作業を行う ・ISOは、ISO規格類が多くに受け入れられるように、当該プロセスをレビューしなければならない ※勧告が出た後も検討を継続して行っているが、CSRが多くの分野を含むため、2003年までのTRの作成は出来なかった。 |
| ISO/TC207 (2003年6月) | 企業の社会的責任(CSR)に関するタスクフォース(TF) ISO/TC 207は、CSRTF ISO/TC207 N624 R1から報告書を受け取り、CSR TFは、CSRに関するISO/TMB(技術管理評議会) Strategic Advisory Group(SAG:戦略諮問グループ)からの指令に、引き続き全面的に協力することとした。加えて、書記長に対して、SAGへの連絡とCAG(Chairman Advisory Group)およびCSR TFへ、折り返し報告することを依頼した。 |
| TMB (2003年9月) | (TMB決議59/2003) ・アドバイザリーグループ(HLAGと同意、以下AG)は、次の2種類の発行物を迅速に作成する ①グループによる作業報告書 ②世界的なCSR規格の要請に耐えうるような項目のリストと分析 ・2004年1月のTMB会議の前に最初の報告書を提出する。また、最終的な報告書は2004年4月までに提出する ・2004年6月の会合の前にCSRに関する国際会議をISO中央事務局とTMBとAG議長の主催により開催する |
| TMB (2004年1月) | (TMB決議2/2004) ・2004年6月21日～22日にCSR(決議ではSR)会議をストックホルムで開催する ・会議の1ヶ月前以上にAGの報告書をウェブサイトに掲載する ・TMBはSR会議後のフォローアップ会議で、将来のアクションに関する決定を下す |

欧州連合 (EU) の取組

「グリーンペーパー (公開素案) * : 企業の社会的責任における欧州枠組みの促進」(2001年7月)の検討状況

* : Promoting a European framework for corporate social responsibility Green Paper COM(2001)366 final

●EUのCSRに関する定義

責任ある行動が持続可能な事業につながるという言葉認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動及びステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念

●グリーンペーパーの主な方針

・ステークホルダーへの対応

企業の自主性の協調、労働組合・市民団体のミニムスタンダードの設定、投資家へのSRIに関する評価方法、年金運用の情報公開、消費者に対する倫理・社会・環境情報の提供、CSRフォーラムの創設と持続可能性報告の奨励

・CSRの原則

自主性、信頼性と透明性、経済的・社会的・環境的問題および消費者利益のバランスあるCSRの模索、中小企業の取組の必要性、国際合意との強調

・推進戦略

途上国におけるCSRとビジネスの重要性、CSRの経験の企業間での共有、CSRマネジメントスキルの向上、中小企業のCSR意識の育成、CSR推進手段の向上、CSRのEU政策への組み込み

ホワイトペーパー（戦略文書）**の公表（2002年7月）

（ホワイトペーパー：グリーンペーパー（公開素案）に対して寄せられた産業界、労働界、NPO等の意見をもとに作成した戦略文書）

**：COMMUNICATION FROM THE COMMISSION concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development COM(2002)347 final

●ホワイトペーパーに示された取組方針

OEUとしては、CSRは企業の自主的努力にゆだねる。

OEUとしては、CSRの法制化は行わないかわりに、企業の事業活動のあらゆる局面においてCSRを組み込むための、次の推進活動を支援する。

- ・CSRについての理解や情報交換の促進
- ・CSRの実践方法や、ツールの開発
- ・「EUマルチ・ステークホルダーズ・フォーラム」の設立による関係者の協議やガイドラインの作成
- ・EUの各政策におけるCSR関連部分の調整

我が国の取組

(社) 経済同友会の CSR への取組

(社) 経済同友会は 2003 年 3 月に「「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続可能な価値創造に向けて—」を公表し、CSR への取組を提唱すると同時に、具体的な取組を促進するための「企業評価基準」を提唱している。

● 具体的実践に向けた「企業評価基準」の提唱

具体的実践に一刻も早く踏み出すべきであるとの認識の下、促進のための手法として提唱したものであり、2003年度はこの「企業評価基準」に基づいた評価の実施を会員所属企業に呼びかけることとしている。

● 「企業評価基準」の特徴、構成

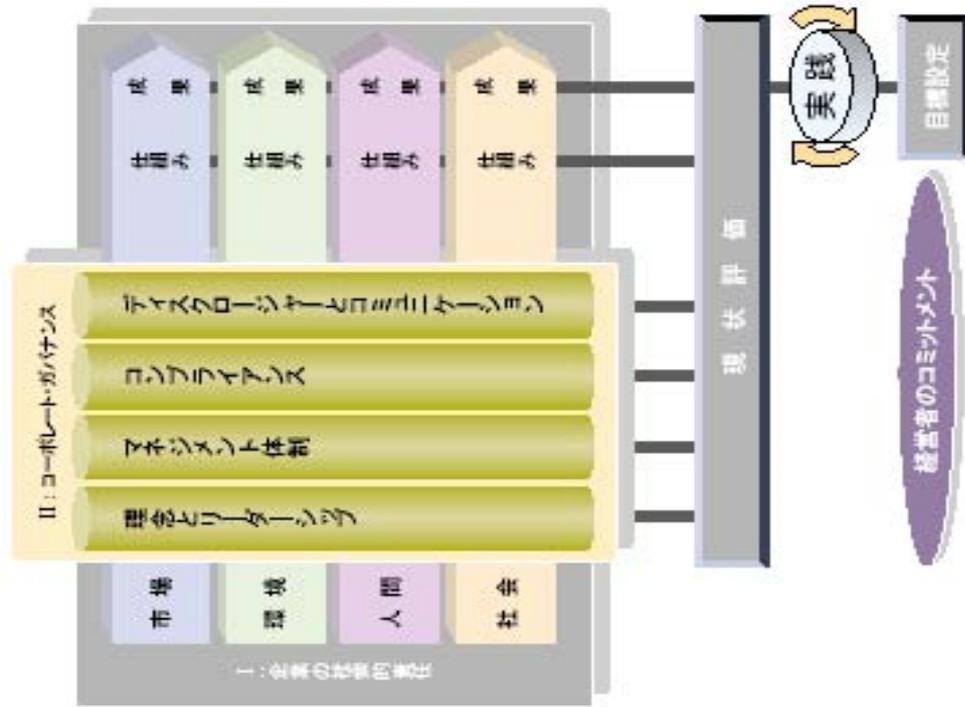
[特徴]

- ・ 経営者が社会の価値観の変化に「気づく」ことによって、より優れた経営を目指していくことのできる基準
- ・ 一定の価値観に基づく画一的な評価ではなく、多様な取組みの中から先進的事例を発掘・評価するもの
- ・ 現状の評価だけでなく、概ね3年後を目安に実現を目指す目標を設定し、経営者がそれをコミット（約束）し、実践を促進するもの

[構成]

- ① この評価基準は、大きく5分野（市場、環境、人間、社会、およびコーポレート・ガバナンス）にわたる110項目から構成されている。
- ② 「企業の社会的責任」（市場、環境、人間、社会の各分野）は83項目となっている。

経済同友会が提唱する新しい「企業評価基準」の体系 (図)



- 評価軸 I: 企業の社会的責任 (CSR)**
- 1. 市場 (主なステークホルダー: 顧客、株主、取引先、競争相手)**
 - 持続的な価値創造と新市場創造への取り組み
 - 顧客に対する価値の提供
 - 株主に対する価値の提供
 - 自由・公正・透明な取引・競争
 - 2. 環境 (主なステークホルダー: 今日の世代、将来の世代)**
 - 環境経営を推進するマネジメント体制の確立
 - 環境負荷軽減の取り組み
 - デイスクロージャーとパートナーシップ
 - 3. 人間 (主なステークホルダー: 従業員、人材としての経営者)**
 - 優れた人材の登用と活用
 - 従業員の能力 (エンプロイアビリティ) の向上
 - ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現
 - 働きやすい職場環境の実現
 - 4. 社会 (主なステークホルダー: 地域社会、市民社会、国際社会)**
 - 社会貢献活動の推進
 - デイスクロージャーとパートナーシップ
 - 政治・行政との適切な関係の確立
 - 国際社会との格調

出典: 社団法人 経済同友会 第15回企業白書